

第29期目録委員会記録 No.19

第19回委員会

日時：2004年12月25日（土）14 - 17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：永田委員長，白石，原井，平田，古川，増井，松井，茂出木，横山
<事務局>磯部

[配付資料]

1. 「第2章にかかわる意見」（14ページ-A4，増井委員）
2. 「第3章にかかわる意見」（1ページ-A4，増井委員）
3. 「天理図書館 岡嶋偉久子氏の意見（2005.12.3於検討会）」（3ページ-A4，増井委員）
4. 「[図書館流通センター 伊藤洪二氏試案（2005.12.11付事務局宛メール）]」（14ページ-A4，事務局）
5. 「漢籍（中国書）の取扱にかかわる事項」（1ページ-A4，増井委員）
6. 「[NCR第2・3章12月3日案とNIIコーディングマニュアルの対照表]」（23ページ-A4，茂出木委員）
7. 「[検討会記録（案）] 検討会開始部分」（6ページ-A4，白石委員）
8. 「[検討会記録（案）] 第2部 質疑・討論 要約（案）」（6ページ-A4，平田委員）
9. 第29期第18回目録委員会記録（4ページ-A4，事務局）

[検討事項]

冒頭に、委員長より12月3日の検討会について次の趣旨の発言があった。

課題は残ったがあのような機会がもてたことはよかった。第13章については見通しがついたと思われる。和古書・漢籍については、精緻な規則を作ってもそれと実務との間に折り合いをつけなければならないが、今回NIIの規定作成に関与しなかった人々の意見も聞けたことは、改訂の助けとなる。

次いで、増井委員から配付資料1～3は検討会当日の発言やメールをまとめたものであるなどの説明がなされた後に、以下の討議が行われた。

1. 第2章の和古書・漢籍関連規定について

1) 全体

・関連規定は最後にまとめて置く方が使いやすいとの意見については、現改訂案の方が全体を見られる利点があるので、従来どおりとする。

- ・和古書・漢籍の範囲を年代でなく印刷形態で区切るべきだとの意見については、現改訂案では年代だけでなく両方を使って規定している。現改訂案の手直しで対処できると思われる。
- ・漢籍については、1913年以後出版の景印本等についても、同様に扱うことができる旨を追加する。
- ・合刻については一般に固有のタイトルより出版事情を勘案して一括記入するが、原則からすれば分けるべきである。合刻合綴の例を出してみる。
- ・記述の情報源について漢籍は巻頭最優先でよいと思われる。「外題」はタイトルそのものであり、情報源を示す用語としては不適切など再考を求める意見がいくつかあり、「表紙」とする。なお和古書の場合、近年外題の優先順位は高い。また漢籍で版心はかなり重要であり、追加したほうがよい。
- ・優先順位を定めた方がよい、との意見もあったが、厳格には定めがたいので現状のままとする。

2) タイトルと責任表示

- ・書誌的巻数を記録する本則に別法を用意し、所蔵状況を注記できるようにする。また部篇名を含むものなど書誌的巻数の例示を増やす。
- ・2.1.1.1.Aは、書誌的巻数を本タイトルの一部としてその末尾にスペースを置いて記録する、との趣旨に改める。
- ・漢籍において、巻ごとにタイトルが異なる時、各巻タイトルの共通部分から総合タイトルを作成するのは、慣例の場合に限るという制約を加える必要がある。
- ・漢籍において、責任表示は本名を採用する。あるがままの形を注記することもしない。前項も併せて角括弧も使用しない。付加するのは王朝名に限る。

3) 版

和古書・漢籍の版に関する判断は困難なので、原則として版表示としてではなく注記として記録する。

4) 出版・頒布等

- ・出版地は現代の市町村に対応する地名を記録する。出版地は江戸より下位のものも記録するが、出版者の選択は江戸のレベルで選ぶ旨を規定することとする。
- ・出版者については、選択して記録するという本則に採用しなかったものは注記することができる旨を加え、現改訂案の任意規定(2.4.2.1D)は止める。

5) 形態

- ・合綴本について「合冊」とはせず、合綴の状況等は注記に記録する。
- ・大きさを書型を表す用語のみで表現する、という意見を別法として付加する。
- ・元々畳ものだったのか一枚ものだったのかは、印刷された表紙がある場合以外はわからないので、現状を記録するしかない。

6) 注記

一箇所にまとめるべきだとの意見がある「書誌学的通称名」は、この語でなく文章がよいか。多義的な慣用的表現を指すようである。NIIのコーディングマニュアルには「書誌学的な立場での、特徴、性質等を示す通称名」とある。すべての注記のはじめに記録する。

2．第3章の和古書・漢籍関連規定について

- ・書写資料上の版に関する記載は版表示ではなく注記として記録すべきだ、との意見は、現行でも版表示として記録することに消極的な方針なので（「書写資料には出版にあたる版はないが・・・書写資料を区別できることがある。」(3.2.1.1)）、無理なく取り込めると思われる。
- ・シリーズに関する事項の規定は用いないこととしていたが、図書のシリーズに関する事項の位置に、文書の構造について記録してよい旨を規定する。
- ・本章は和資料のみに適用かとの意見があったが、第2章と同様に洋資料についても適用する旨を追加する。書写資料の範囲はどこまでなのか。タイプライター文書やワープロ文書は含まれるのか。
- ・書写者に付す「転写」という用語は、提示して意見を聞くことになっていたが、写本としての質にかかわって受け取られる可能性があるので、断念することとする。

3．和古書・漢籍関連規定の改訂案の今後の扱いなど

今後来年1月10日までに送られる意見をも反映した新案を作成し、意見を寄せられた全員に配布して、さらに意見を求めた上で、完成させる。新案はウェブにも載せる。

検討会の記録集には、NCR新本文のうち、第2章は抜粋を第3・13章は全文を掲載する。

次回以降の委員会の開催予定

1月22日（土）

2月19日（土）

3月26日（土）

以上